

国連総会で採択された死刑に関する決議について

On resolution on death penalty adopted by the United Nations General Assembly

大木 隆裕

桐蔭横浜大学大学院法学研究科法律学専攻研究生

(2010 年 9 月 15 日 受理)

- 1 はじめに
- 2 国連総会決議の内容
- 3 国連総会決議に対する取り組み
- 4 国連決議が採択されるまでの流れ
- 5 おわりに

1 はじめに

死刑に対して現代社会に多くの議論が存在している¹。死刑制度を維持する立場の死刑存置論もあれば、死刑制度を廃止する死刑廃止論などである。議論へのアプローチの仕方に関しても、識者や論者によって様々な方法がある。死刑廃止論といっても憲法的な見解²からの場合もあれば、誤判論³からの場合もある。国際法の観点⁴から人権を中心とした場合もある。非常に数は少ないが死刑存置論からの議論⁵も行われている。死刑存廃論は水掛け論であるという言われ方もしているが、人の命に関わるため水掛け論として有耶無耶にするには少々乱暴な議論となるであろう。突き詰めると死刑論は刑罰制度の根幹をなす避け

て通ることのできない議論である⁶。

本稿は 2007 年 12 月 19 日に国連総会⁷で決議されたわが国の死刑制度に対する勧告を基にして、本来国内問題である死刑問題に関する勧告に対してどのように向き合うのが良いかを国際社会の一員の立場から検討したものである。

2 国連総会決議の内容

2007 年 12 月 18 日、国連総会は史上初の決議を採択した。その決議とは死刑執行一時停止を含む決議である⁸。これに先立って、2007 年 12 月 7 日に、国連総会第三委員会は死刑執行の停止を要求する決議案を賛成多数で採択した⁹。この決議には国家の刑罰権を拘束する効力は有していない。しかし国連総会で決議が採択されるということの意味としては、国際世論の流れは死刑縮小から死刑廃止に舵を切っていくことであろう¹⁰。

具体的に、まず決議が採択された状況を見てみると、国連総会で賛成 104 カ国、反対 54 カ国、棄権 29 カ国であった。賛成に投票した

国は死刑廃止国が多数を占める欧州と南米が中心であった。反対票は日本、アメリカ、中国とアジアの国が多数含まれている。棄権票の国は、政治的な動きが含まれている可能性が高いため、死刑に対する姿勢の推察は不可能である。この流れから死刑に対して、欧州から日本やアメリカに風当たりが強くなることが予想される。次に決議の内容を見てみると、国連決議の中で国連加盟国に求めていることは、死刑執行の一時停止、死刑適用犯罪の削減、国連事務総長への死刑情報の公開である。日本やアメリカなどは、国連による重大な主権侵害であるとして、反発を強めている¹¹。

ここで日本の状況を整理しておくと、2007年12月7日に死刑が執行された。1993年に3年4ヶ月の死刑執行停止期間を経て、当時の後藤田正晴法相¹²によって日本での死刑の執行が再開された。1980年代の執行停止期間前は年間で1名から2名の執行であったが、再開後はその数が5名を超えることもしばしばであった¹³。2000年代に入り、2名から3名で推移してきたが、当時の長勢甚遠法相¹⁴が就任すると、1970年代以来の執行数が10人以上となる状態を迎えていた。長勢法相と鳩山邦夫法相¹⁵で年間の執行数が大幅に急増したことを受け、日本に大量死刑執行時代の到来を予感させつつあった¹⁶。そのため、今回の2007年の12月の執行で、国連人権高等弁務官事務所がいち早く非難の声明を出したものである。国連の難民高等弁務官事務所は、今回の日本の死刑の執行に関して、執行された死刑囚に70歳以上の高齢死刑囚が含まれていたことに強い懸念と遺憾を表明した¹⁷。これまででもわが国の死刑執行に関しては、国連を中心に、その中でも欧州諸国などから大きな批判を受けていた。現実には死刑の制度に対して国連を中心とした国際社会から疑問をもたれているのが、日本が死刑問題に関して国際社会で置かれている立場である¹⁸。

以上を踏まえるならば果たして国連総会決議に関して、法的な国際条約的な拘束力は存

在しないものの、決議を遵守する必要があるであろうか。

3 国連総会決議に対する取り組み

確かに、国連が採択する決議には法的拘束力はない。そのために、国家刑罰権は各々の国家に与えられた専権事項であり、国連が各国に対して行う決議を国連による国家への内政干渉であるという批判が展開されている。また、勧告それ自体は法的拘束力を持っていないが、反対に法的拘束力のない勧告を各国に強制できるのかが問われるであろう。

具体的に検討していくと、各国は国家として国内法を整備して、つまり刑法や刑事訴訟法などを整備して、犯罪と刑罰を規定しているのは当然のことである。それらの法律に従って治安行政や刑罰行政が執行されている状況である。これらの制度に対して、国連などの国際機関が果たして勧告をすることが許されるのかが問題となる。これは、日本を含めて死刑存置諸国と死刑廃止諸国との両方に対して、各々の主義主張を議論の俎上に載せて検討しなければならないであろう。特に、国連から日本政府が指摘を受けていることで、死刑執行の密行主義が批判の中心になっている¹⁹。死刑制度の情報公開という観点から見ても、日本とアメリカでは同じ先進国同士ということで比較しても大きな運用の格差があるといわざるを得ないであろう。情報公開は死刑制度を維持する上での最低限の守るべき規範である。情報が公開されないことは、国民が制度の賛否を議論する土台がないことになり、国民から乖離した制度となるはずである²⁰。

より詳細に論じるならば、2007年9月に、当時の鳩山邦夫法相が就任したが、通常の新大臣就任記者会見で行われる死刑の執行に関する質問に対して明確な言及がなかった。就任時の記者会見で死刑の執行に関してではなく、死刑制度に対しての勉強会の開催を明言しただけであった。このときの発言には、鳩

山法相の持論ではあるが、死刑執行に関して、從来からの死刑執行命令書に法相が署名をする制度ではなく確定順に自動的に執行していく新たな制度を提唱したものである。しかしながら死刑の執行方法の根拠法となる刑事訴訟法 475 条²¹ の改正には触れていなかったため、有識者のみならず国民に対しても混乱を招いた発言であった。当然、刑事訴訟法や刑法などの関係法の改正が必要な場合があるために、死刑の執行に関しては単なる法務省内の運用の変更だけでは難しい部分もあり、自動化発言からの勉強会設置で、死刑の執行は停止すると考えられていたものであった。国民というよりも死刑廃止論者の多くは、死刑制度に関する法務省内の勉強会で結論ができるまでは、特に死刑の執行は行われないものと予想されていたものである。しかし現実は、このようなやり取りがあった 2 ヶ月後の 2007 年 12 月 7 日に、現行刑事訴訟法の手続に則って、鳩山法相が死刑執行命令書に署名捺印をして、東京拘置所と大阪拘置所に拘置されている 3 人の死刑囚に対して、死刑が執行された²²。

ただ、法治国家である日本が死刑の執行方法つまり死刑執行手続を変更するにあたっては刑事訴訟法を改正する必要がある。そのため法改正の必要がない範囲で、死刑執行に関する情報公開の部分で運用に変更があった²³。今回の 2007 年 12 月の死刑執行以降、法相が記者会見で、死刑執行の事実と死刑囚の名前と執行場所が公表されるようになったことが大きな変更点である²⁴。

勧告自体に法的拘束力がない以上は、勧告に従うか否かは各国の裁量の範囲内であろう。本来ならば、勧告に従う必要がないともいえるであろう。しかし、現在の世界の流れを考えると、死刑は確実になくなる方向へ舵を切りつつあることが推察されている。そう考えると、国際世論も考慮して死刑という制度に向かい合う必要があろう。これらのことが勧告を受けている要因であるが、各国が制定する死刑制度に対して、制度上の不備を指

摘していたものであった²⁵。

しかしながら、わが国の外交政策は国連中心主義を採用している。そして国連総会の勧告が国際基準の勧告である。現在問われているのは、死刑を国家の政策として維持すること以上に、人権などから配慮した死刑の制度の部分では非が問われている。

日本の外交姿勢は、国際協調路線による平和外交主義であり、国連中心主義を採用している。これは日米安保条約との二本柱として、外交政策の基本となっている²⁶。これらの政策が採られているが、国連の政策に従属することは行われていない。国連は死刑廃止を目的として締約国の協力を受ける方向へ流れ出しているようである。加盟国すべてが死刑を廃止する意志を持っていない現状では、緩やかではあるが確実に進む方向は定まっているようである。日本は死刑を存置する理由に、国内世論の高さを示して。国内世論を調査するに際して、世論調査が実施されるがいくつかの先行研究でも多くの論者が調査方法の不備を指摘していて、調査結果として重宝するのは聊か危険すぎるであろう²⁷。この点に関しても、死刑存置の根拠を国内世論に求めることに批判を招いているものである。フランスで死刑廃止に尽力した当時のロベール・バダンテール仏法相も、死刑を廃止するか、死刑を存置するかを国内世論の高さで決めてはならないことを指摘している²⁸。

さらには死刑について国際世論から検討してみると、欧州連合新規加盟国を中心として欧州の大半の国が、程度の差はあれど死刑廃止に踏み切っている。世界の近代国家成立を受けて、いち早く死刑の廃止を実現したベネズエラを含めて、欧州諸国よりは政情が安定しない南米の国を中心として、死刑を全面的に廃止するか通常犯罪については死刑を廃止した国が多數派である²⁹。両地域では理由に明確な差があるとしても、死刑を廃止しているという部分では同一と考えられるであろう。ただ南米に関してこれらのことから判断すると、死刑廃止が世界の潮流という考えも

誇張しすぎの誇大広告という批判も否定しきれないであろう。現に世界の死刑に対する考え方は、日々、死刑の全面的な廃止に向かっていることが推察されるが、このことを基準にして、国際世論は死刑廃止に向かい、国連の勧告の基準になっているはずである。この基準が国際基準と考えれば、わが国が勧告に従うべきか否かは自ずとわかってくるものであろう³⁰。

日本の死刑について、特に指摘を受けているのは、死刑そのものよりも、まずは制度上の不備についてである。これは人権の保護という観点から尊かれることであり、当然の帰結であるといえる。国連の勧告をよく見てみると、死刑を刑罰として維持していることに対してよりも、死刑の制度が刑罰として人権に配慮した制度といえるかについての指摘のほうが多い。死刑適用犯罪を減らす努力について求められてもいるが、まずは死刑判決を宣告されて、拘置所に拘置されている死刑囚の処遇についての指摘が中心のようである³¹。

4 国連決議が採択されるまでの流れ

歴史的な背景について概観してみると、第二次世界大戦の戦勝国が中心となって、それまでの国際連盟が発展する形で国際連合が発足した。死刑と戦争は人類に与えられた永遠の課題であるといわれるが、戦後社会は徐々にではあるが、死刑を地球上から排除する立場で、社会の発展の歴史を歩んできたものである。死刑問題に対しての廃止に向けた場合の先進地域である欧州に眼を向けてみよう。第二次世界大戦前より北欧諸国では死刑を廃止する国が存在していた。いわゆる先進国と呼ばれる西欧先進諸国が死刑の廃止に踏み切ったのは、廃止の理由は様々であるが、第二次大戦のことであった。1949年に分断国家であった当時の西ドイツ³²が死刑廃止に踏み切ったことが、1つの契機になったであろう。その後で、イギリス³³、カナダ³⁴、フランス³⁵

と順を追って、死刑廃止国が拡大していくという過程をたどっている。ただイタリア³⁶に関しては、第二次大戦に敗戦した後で1944年に通常犯罪のみ死刑廃止を実現して、1947年に制定された憲法にもこの規定が置かれている³⁷。

国連も各国の成り行きを静観していたわけではない。国連発足と同時に、1946年に国連憲章³⁸を制定した。続いて、1948年12月10日に人権を確保する努力の一環として、国連総会で人権に関する決議である世界人権宣言³⁹を採択した。世界人権宣言とは、主権在民や法の下の平等など、今日では当たり前ともいえる普遍的な人権保障についての宣言である。その後、1950年11月4日に、イタリアのローマで、欧州評議会はヨーロッパ人権条約⁴⁰を採択した。ヨーロッパ人権条約とは、欧州評議会加盟国が国連の世界人権宣言の採択を受けて、欧州で人権保障を向上するために採択されたものである。さらには人権保障をより強固なものにするために、国連は1966年12月16日に社会権規約の国際人権A規約⁴¹と自由権規約の国際人権B規約⁴²を国連総会で採択した。特に国際人権B規約6条で、死刑廃止に向けた条文があることから、条約批准国には死刑廃止が求められていることが読み取れるであろう。日本は1978年5月30日に条約に署名した。翌年の1979年6月6日に国会で承認し、6月21日に批准書を寄託し、8月4日に条約7号として公布し、9月21日に発効という流れで、国内法の効力をもつに至った条約である。つまりは国際人権A規約と国際人権B規約を批准して、国内法の効力をもったが、同時に日本政府には条約の条文を遵守することも求められることになったのである⁴³。そのときの国連総会で、国連は国際人権B規約の選択議定書⁴⁴を同時に採択し、その後に、1989年12月5日に、国際人権B規約の第二選択議定書⁴⁵を採択した。この第二選択議定書がいわゆる死刑廃止条約と呼ばれるものである。2つの選択議定書に関しては、日本は批准を見送っている。

つまりはこの死刑廃止条約を批准していないが、世界の多数の国が批准していることを勘案しても、今日では、死刑廃止条約の批准が国際的な流れの1つであるといえるであろう⁴⁶。

日本は、1979年に国連の国際人権A規約と国際人権B規約を批准し、国内法として効力をもつ重要な法律になっている⁴⁷。この条約の批准国は定期的に国連に人権状況を報告する義務が課されている。つまり、国連は国際人権A規約と国際人権B規約を批准した国に、各国が置かれている人権の状況を適宜報告するように求めている。日本は過去に、2008年までに、5回の政府報告書を国連の規約人権委員会に提出しているが、毎回、日本の人権保障のあり方について、特に死刑の制度上の人権確保と運用のあり方について、辛口の指摘を受けている。国際人権B規約6条で、死刑の廃止までは条文に載せていないが、死刑の縮減を規定していることは明らかである。批准国には死刑の縮減に向けてより一層の努力が求められることである。とりわけ1991年7月11日に、10番目の批准国を持つて条約が発効することとなった死刑廃止条約が、国際人権B規約6条の規定を補完して、死刑の縮減から1つ進んで、死刑の廃止に歩みを進め始めたであろう。そのような意味で、1991年以降に提出した報告書に対する国連の評価は重要な意味をもつといえるであろう⁴⁸。

1993年に日本政府第三回報告書が国連の規約人権委員会に提出された。日本政府は死刑囚の処遇について、未決拘禁者に準じたものであり、職員立会の下に面会も実施されている。また再審の機会も十分に保証されていると報告している。死刑制度を維持する根拠としては、国内世論が死刑を求めていると報告しているが、規約委員会からは死刑存置の根拠に世論は関係ないと指摘に合わせて、日本の死刑密行主義が国際人権B規約違反であるとの指摘を受けている。また日本政府には死刑廃止に向けて、死刑適用犯罪を縮小することなどに向けた努力をすべきであるとの指

摘がある⁴⁹。

1998年に日本政府第四回報告が国連の規約人権委員会に提出された。前回と同様に、日本の死刑存置の根拠を、国内世論の死刑に対する支持が高いと報告している。しかしながら、この政府報告書が提出された時点では、日本政府は死刑執行の事実を公式に認めてはいない死刑制度の運用であった。この後で、法務省から死刑の執行の事実と人数が公表されるようになった。けれども、依然として国連規約人権委員会から指摘されている内容に進展はなかったということである。この5年間で、死刑制度の状況が変化していないということの裏返しであろう⁵⁰。

2008年に日本政府第五回報告が国連の規約人権委員会に提出された。前回と前々回の政府報告に対しての評価でも繰り返し指摘されていたことが、今回の政府報告に対する評価で再び指摘されていた。この15年間で、日本の人権状況はほとんど変化していないといえるであろう。それ以上に指摘されたの中に、現在の日本が死刑制度の中で抱える課題が如実に示されている。2000年以降、厳罰化の流れの中で、死刑判決は確実に増えていることが見てとれる。死刑執行数が増減なく進んだと仮定した場合に、死刑判決数が死刑執行数よりも多くなると、拘置所に収監されている死刑囚が増加していくことになる。原則としては、死刑判決の確定順に死刑が執行されていくため、執行を待つ死刑囚が増加して執行待ちという現象が起こっているということである。このことに対して、国連規約人権委員会から死刑執行の順番待ち現状に重大な懸念が示されていた⁵¹。

次に地理的状況について概観してみると、国際人権団体のアムネスティ・インターナショナルなどによると、世界各国の死刑の存廃状況について、死刑の状況でいくつかに分類している⁵²。死刑を全面的に廃止している国を全面的死刑廃止国、死刑を制度として残し、死刑判決を下して、死刑を執行している国を死刑存置国と規定している。つまり死刑

の執行を行っていない国を死刑廃止国、死刑の執行を行っている国を死刑存置国と分類している。しかし分類はこれだけではなくて、アムネスティー・インターナショナルの分類では、死刑廃止国に含まれて計上される次の二つの分類に対しては検討が必要である。ひとつめが死刑を制度として残し、死刑判決を下すが、実際には死刑の執行はしない期間が10年を経過した時点で、準死刑廃止国として事実上の死刑廃止国と規定している。実際には、死刑の執行が行われていない時点で、死刑廃止国と考えられるが基盤が不安定であるということは避けられないであろう。死刑廃止に向けた過渡的な状況であるといえるはずである。ふたつめは政治犯や軍法違反などの国家の根幹に関わる重大犯罪を除いて、死刑を廃止する通常犯罪のみの部分的死刑廃止国である。国家転覆の危機が迫れば死刑を執行することが可能であるという意味で、いつ死刑の執行を行うかわからない状況が懸念されるが、こちらも死刑廃止の過渡期と考えて、準死刑廃止国と分類しているようである。厳密な意味での死刑存置国と死刑廃止国は同数でそんなに大差がついているという状況ではないが、死刑廃止に向けた過渡的な状態の準死刑廃止国を含めて考えると死刑廃止国が全体の三分の二ぐらいになり、世界の大勢が死刑廃止に向かっているという主張の根拠となっているようである。欧州連合が死刑廃止に積極的に取り組み、米州人権条約4条⁵³で、死刑の適用に慎重な姿勢を求めていることからも、死刑に対しての国际的な流れは死刑廃止に傾いていることは否定できず、世界には国連加盟国だけで考えても、200カ国以上の国家がある。ある国だけで国際問題に取り組むことは困難であり、新しい何かを行うことは困難であり、求められるのは国家間の相互協力が大切になるであろう⁵⁴。そのためにも日本は死刑制度に対して本気で向き合う時期に来ているであろう。今までのように根拠の曖昧な主張を続けることは、国益の面からしても損失のほうが多いと考えられる。日本政

府は死刑制度が必要というならば、死刑制度が必要であることの論理的な証明を示して、諸外国に対して理解を求めていくことが先決であろう⁵⁵。

5 おわりに

以上から、国際世論は死刑廃止に傾いているのは明らかであろう。それには人権問題全般が考えられるが、人間の命の問題である死刑問題は早急に取り組むべき課題である。いきなり世界中のすべての国が死刑を廃止することは困難である。歴史も文化も社会情勢も違う国家がそろって死刑を廃止するには現代社会には障害がありすぎると言えるべきである。また航空機が発達したことで移動手段が向上したことにより、世界中が物理的な距離以上に近くなっているといえるはずである。わが国で犯罪を犯した人が、国外に逃亡することも十分考えられることである。国際刑事警察機構が組織されて強化されていることで、国外逃亡中の容疑者が国外で発見されることも確実に増えているであろう。そういう際に身柄を確保した国が、死刑存置を理由にして容疑者の引渡しを拒否してくる事例も増えていくと予想されることである⁵⁶。また、国連が中心となって取り組んでいく事例の増加も気になるところである。例えば、現在の社会問題の1つとして人身売買問題が挙げられる。国際的な人身売買問題ということで、日本の江戸時代や明治期のような国内問題としてではなく、国家にまたがった重大犯罪になっている。このような問題に取り組む際にも国連を中心にして国際社会の一員という立場で取り組むことが求められているはずである⁵⁷。しかし、ヨーロッパで死刑廃止が進んでいく現状では、このような課題に取り組む際にも障害となる可能性が多いと考えられるであろう。わが国が死刑制度を維持していくには、死刑を維持することに対して国際世論にどのように答えるかは、避けて通れない課題であろう。

註

- 1 団藤重光『死刑廃止論（第六版）』（有斐閣、2000年）250～267頁参照。死刑問題に関しては、イタリアのベッカリーアをはじめ、古今東西の多くの研究者によって研究されてきた課題である。日本でも代表的な死刑論者は团藤重光博士である。团藤博士の著書は本稿で取り分け参照したことは言うまでもないことである。
- 2 憲法論を中心とした死刑論に関しては、平川宗信「死刑存廃論の法的理論枠組みについて－憲法的死刑論の展開－」現代刑事法25号（2001年）11～15頁参照。
- 3 誤判論を中心とした幅広い死刑論については、团藤・前掲註1参照。
- 4 國際人権法の観点から考察する死刑論については、前田朗「死刑と國際人権法 国際法における死刑存置論をめぐって」現代思想第32巻3号（2004年）180～194頁参照。
- 5 重松一義『死刑制度必要論』（信山社、1995年）参照。
- 6 団藤・前掲註1・端書29頁参照。
- 7 United Nations の公式和訳は国連である。略称が国連であるが、マスメディアの報道でも国連の略称が使用されているため、本稿でも国連とする。国連総会は国連の最高機関であり、一カ国一票の表決権を加盟国が有している討議勧告機関である
- 8 讀賣新聞 2007年12月19日2頁13版参照。
- 9 讀賣新聞 2007年12月8日3頁13版参照。
- 10 加藤久雄「死刑の代替刑について」現代刑事法第25号（2001年）48～58頁参照。
- 11 讀賣新聞・前掲註9参照。
- 12 宮澤喜一内閣（第78代、1991年11月5日～1993年8月9日）の法相。
- 13 団藤・前掲註1・48～51頁と端書14～30頁参照。
- 14 安部晋三内閣（第90代、2006年9月26日～2007年9月26日）の法相。
- 15 安部晋三内閣と福田康夫内閣（第91代、2007年9月26日～2008年9月24日）の法相。
- 16 石塚伸一「大量死刑時代の終焉？－厳罰主義の後始末」法律時報82巻7号（2010年）8～12頁参照。
- 17 讀賣新聞 2007年12月8日14頁13版参照。
- 18 団藤・前掲註1・46～48頁参照。
- 19 ホセ・ヨンパルト「死刑存廃論の論争点について－死刑廃止論と存置論の立場から－」現代刑事法第25号（2001年）6～15頁参照。
- 20 石塚伸一・後藤貞人・田鎖麻衣子・水谷規男「裁判員裁判の下で死刑の縮減・廃止を展望できるか」法律時報82巻7号（2010年）13～32頁参照。アメリカ合衆国は連邦共和制の政治体制を持つ国家であり、日本と政治体制が大きく違うということを踏まえなくてはならないであろう。また日本では歐州大陸型の参審制度と英米法型の陪審制度の両方を参考にして創られた折衷制度の裁判員制度で裁判が行われている。從来からの英米法型の陪審員制度のアメリカと裁判員制度の日本を単純に比較するのは早計であろう。
- 21 刑事訴訟法475条は1項で死刑の執行は、法務大臣の命令によると規定している。
- 22 讀賣新聞・前掲註9参照。
- 23 讀賣新聞・前掲註9参照。死刑執行の情報公開に関しては、1998年11月に当時の中村正三郎法相が執行の事実と人数を記者会見で公表した。それ以前は執行の事実に対しても法務省は認めない立場をとっていた。
- 24 讀賣新聞・前掲註9参照。死刑執行がいつ、どこで、誰に対して行われるかが公開されていないことである。今までこそ、2007年以降は死刑が執行された場合には、法相が記者会見を開いて、氏名と執行場所の拘置所が情報として公開されることに運用が変更された。
- 25 加藤・前掲註10参照。
- 26 外務省編集『外交青書平成22年版』（2010年）1～10頁参照。

- 27 団藤・前掲註 1・12～14 頁と 42～46 頁参照。
- 28 ロベール・バダンテール『そして、死刑は廃止された』(作品社、2002 年) 参照。
- 29 団藤・前掲註 1・448～449 頁参照。南米の死刑廃止状況は大きく分けて 2 つに大別される。全面的な死刑廃止国と通常犯罪のみの死刑廃止国である。政情不安を抱えていることから万が一に備えているようにも感じられるが、全面的な死刑廃止国が増えつつあるように感じる。
- 30 団藤・前掲註 1・46～48 頁参照。
- 31 熊谷卓「國際人權法と死刑」法律時報 82 卷 7 号 (2010 年) 48～52 頁参照。
- 32 ドイツ連邦共和国は第二次大戦後に東ドイツと西ドイツの分断国家になった。西ドイツは 1949 年に西ドイツ憲法であるボン基本法に全面的な死刑廃止が規定された。東ドイツは 1987 年に通常犯罪についてのみ死刑を廃止した。1990 年のドイツ再統一で、西ドイツに含まれる形であったため死刑は廃止されたままである。団藤・前掲註 1・443 頁参照。
- 33 英国は誤判による死刑の執行が判明したことで、1965 年に殺人罪について試験的に死刑を廃止し、1969 年に殺人罪について恒久的に死刑を廃止した。今日では、1998 年に全面的な死刑廃止国である。団藤・前掲註 1・444 頁参照。
- 34 カナダは 1972 年に試験的に死刑が廃止され、1976 年に通常犯罪について死刑廃止が拡大した。1998 年に全面的な死刑廃止国になる。団藤・前掲註 1・446 頁参照。
- 35 フランス共和国は 1981 年に、当時のミッテラン大統領とバダンテール仏法相の主導で全面的な死刑廃止国になった。団藤・前掲註 1・444 頁参照。
- 36 イタリア共和国は通常犯罪についてのみ廃止は、1889 年～1926 年と 1944 年以降であるが、1994 年には全面的な死刑廃止国になっている。団藤・前掲註 1・443 頁参照。
- 37 団藤・前掲註 1・441～455 頁参照。
- 38 Charter Of The United Nation の公式和訳は「国際連合憲章」である。
- 39 Universal Declaration Of Human Right の公式和訳は「世界人権宣言」である。
- 40 Convention For The Protection Of Human Rights And Fundamental Freedoms の公式和訳は「人権及び基本的自由の保護に関する条約」や「ヨーロッパ人権条約」である。
- 41 International Covenant On Economic, Social And Cultural Rights の公式和訳は「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」や「国際人権 A 規約」である。
- 42 International Covenant On Civil And Political Rights の公式和訳は「市民的及び政治的権利に関する国際規約」や「国際人権 B 規約」である。
- 43 団藤・前掲註 1・352～356 頁参照。
- 44 Optional Protocol To The International Covenant On Civil And Political Rights の公式和訳は「市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書」や「国際人権 B 規約の選択議定書」である。
- 45 Second Optional Protocol To The International Covenant On Civil And Political Rights, Aiming At The Abolition Of The Death Penalty の和訳は「市民的及び政治的権利に関する国際規約の、死刑の廃止を目標とする第二選択議定書」や「死刑廃止議定書」や「死刑廃止条約」である。
- 46 団藤・前掲註 1・345～366 頁参照。
- 47 団藤・前掲註 1・352～356 頁参照。
- 48 団藤・前掲註 1・345～366 頁参照。
- 49 菊田幸一「国連規約人権委員会の死刑論議 第 49 回規約人権委員会を傍聴して」法律時報 66 卷 4 号 (1994 年) 84～88 頁、佐伯千仞「死刑制度のゆくえ」法律時報 69 卷 10 号 (1997 年) 28～32 頁参照。
- 50 菊田幸一「日本の死刑状況と政府報告書審議 第 4 回規約人権委員会を傍聴して」法律時報 71 卷 2 号 (1999 年) 59～65 頁参照。
- 51 熊谷・前掲註 31 参照。
- 52 前田・前掲註 4・180～194 頁参照。死刑

分類について、アムネスティインターナショナルなどの国際人権団体は、全面的な死刑廃止国以外を死刑廃止国に数えること自体が、死刑廃止国に都合の良い恣意的な数え方ではないかという批判もある。

53 American Convention On Human Rights の公式和訳は「人権に関する米州条約」や「米州人権条約」である。

54 前田・前掲註 4・180～194 頁参照。

55 団藤・前掲註 1・46～48 頁参照。

56 団藤・前掲註 1・68～70 頁参照。実際にスウェーデンでは、日本政府が日本国内で行われた犯罪の容疑者が国外逃亡でスウェーデンに入国していた事例で、容疑

者の引渡しを求めた際に、スウェーデン政府は日本に死刑制度があることを理由として、引渡しを拒否するということがあった。カナダは、アメリカに対して人権保障が確保されないことを理由に引渡しを拒否している。引渡しの拒否という実務は実際に行われており、机上の空論とは言えない。

57 國際規模の人身売買の問題については、詳細は Noriyoshi Takemura 「Euro-Asian Trafficking Connection in Human Beings: Complexity and Contingency of Human Trafficking “Rhizome”」桐蔭論叢第 15 号（2006 年）53～65 頁参照。